

「八戸市ふるさとの恵み乾杯条例」PR業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、八戸市（以下「市」という。）が「八戸市ふるさとの恵み乾杯条例」PR業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 公募概要

(1) 業務名称

「八戸市ふるさとの恵み乾杯条例」PR業務

(2) 目的

「八戸市ふるさとの恵み乾杯条例」に基づき、圏域産酒等による乾杯の推進並びに圏域産酒類と圏域産食材とのマリアージュによる食文化の魅力及び地域産業のブランド力の向上に資する周知・啓発を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「八戸市ふるさとの恵み乾杯条例」PR業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 契約金額の上限額

1,400,000円（消費税及び地方消費税分を含む。）

(6) 資料の配布

市公式ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shokoka/oshirase/chusho/24958.html>

(7) 参加要件

次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア 単体企業の応募者は、市内に事業所等を有する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

I 参加申込の日において、令和8・9年度八戸市競争入札参加資格者名簿（物品の購入等又は工事等）に登載されていること。

II 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）第114条の規定に該当するものでないこと。

III 市税等の滞納がないこと。

IV 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や、政党等を推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体や個人でないこと。

V 本事業の趣旨を十分理解し、業務を的確に遂行できる能力を有していること。

VI 他の企画提案者の協力会社等として、重複参加していない者であること。

(8) 問合せ先及び提出先

八戸市 商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ

所在地：〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

電話：0178-43-9242（直通）

FAX：0178-43-2146

電子メールアドレス：shoko@city.hachinohe.aomori.jp

※問合せは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時15分から午後5時までとする。

(9) スケジュール（予定）

項目	期日
公募開始	令和8年7月1日(水)
質問受付期限	7月6日(月)午後5時
質問への回答期限	7月9日(木)午後5時
企画提案書の提出期限 または取下願の提出期限	7月16日(木)午後5時
書類審査	7月17日(金)～22日(水)
選定結果の通知	7月下旬
契約締結及び業務開始	7月下旬

※公募型プロポーザルに関する提出書類は、上記スケジュールの期日までに必着のこと。

2 質問書の提出及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出方法

電子メールにより提出することとし、提出先及び提出期限は1-(8)及び(9)のとおりとする。また、電話による到着確認を行うこと。

なお、電話や口頭による質問もしくはFAXによる提出は受け付けしない。

また、質問の内容は、企画提案書の作成、提出に必要な事項及び事業実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る内容など、本事業の実施に必要なと判断される質問は受け付けしない。

(3) 質問書の回答

質問書に対する回答は、令和8年7月9日（木）に市公式ホームページに全ての質問及び回答を掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答するものとし、市公式ホームページへの掲載は行わない。なお、質問書を提出した事業者名は非公表とする。

3 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の記載要領

次の項目を前提として、創意工夫のある提案を求めるものとする。なお、企画提案書は指定様式（様式第4号）により、必要に応じて絵、図を用い、分かりやすく詳細に記載すること。

- ア 詳細な企画実施内容
- イ 事業の実施体制
- ウ 事業実施手順及び手法
- エ 具体的な作業期間やスケジュールを示した業務計画

(2) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第2号）
 - イ 誓約書兼同意書（様式第3号）
 - ウ 企画提案書（様式第4号）
 - エ 見積書（任意様式）
 - オ 企画提案者の概要がわかるもの（会社案内、パンフレット等様式自由、ただしA4判とする。）
 - カ 過去5年間に、国・地方公共団体または民間事業者との間で契約・履行した主な類似・関連業務実績について、受託実績がわかる資料を提出すること。（任意様式）
- ※エについては、仕様書等に掲げる条件に留意し、作成すること。なお、見積対象範囲は、仕様書に掲げる業務内容のとおりとするが、業務に係る委託料上限額の範囲内で、本業務や市の関連する取組に対して実効性が高いと考えられる内容を提案者が独自に提案することができるものとする。

(3) 提出部数

4部（正本1部、写し3部）

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日の午前8時15分から午後5時まで、郵送の場合は最終日必着とし、提出先及び提出期限は1-(8)及び(9)のとおりとする。

(5) 留意事項

- ア 本件プロポーザルの応募に要する費用は全て提案者の負担とする。
- イ 見積書及び企画提案書は1案のみとし、複数の提案は受け付けない。
- ウ 提出期限以降における書類の追加、変更及び再提出は認めない。ただし、市が書類の差替、変更又は取消を認めたときはこの限りではない。また、内容については、疑義の照会や追加資料を求める場合がある。
- エ 提出された書類等は返却しない。また、内部資料として複製する場合がある。
- オ 提案内容については、見積額以内で実施できることを確約したものとみなす。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行うときがある。

4 参加の辞退

参加の表明後に参加を辞退する場合は、取下願（様式第5号）を提出すること。提出方法は電子メールによることとし、提出先及び提出期限は1-(8)及び(9)のとおりとする。なお、取下願の提出があった場合も、既に提出された書類等は返却しない。

5 審査の方法及び審査基準

(1) 審査の方法

市が設置する受託候補者選考会において書面審査を実施し、(2)に示す審査基準に基づき公平な採点を行い、最上位の企画提案者を受託候補者として選定する。（非公開）

(2) 審査基準

下表の項目について評価し、総合的な審査を行う。

評価項目		評価基準	配点
一般的事項	基本的な考え方	事業の趣旨への理解、業務を遂行するための熱意が感じられるか。	20点
	実施体制	企画提案どおりの業務を円滑かつ効率的に遂行するための体制が整っているか。	20点
	事業実行力	提案内容を確実に実施する知識や能力、過去の類似事業の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。	20点
	費用対効果	必要な経費が適切に計上され、妥当な水準であるか。	20点
実施内容		圏域産酒類による乾杯の推進、および圏域産の酒と食材のマリアージュに関する周知・啓発の工夫がなされているか。また、圏域の食文化の魅力発信と、地域産業のブランド力向上に貢献する実効性の高い内容となっているか。	20点
合計			100点

(3) 選定結果

選定結果については、後日、全ての企画提案者に文書で通知する。なお、選定結果に関する質問には一切応じない。

6 契約の締結

- (1) 受託候補者から見積書を徴し、予定価格以内の場合、法令等に則り契約を締結する。
- (2) 契約内容については、企画提案の内容を基本として、市と受託候補者が協議を行い決定するものとする。
- (3) 本業務により作成された成果物（企画提案書を除く。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、すべて市に帰属するものとする。

7 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- (2) 提出された企画提案書等の内容については、市が必要であると認めた場合、関係機関に照会することがある。
- (3) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。
- (4) 提出された書類は、原則として市に対する情報公開請求の対象文書となる。
- (5) 当プロポーザルは受託候補者を選定するためのものであり、事業実施にあたっては提案内容を基本としつつ、市と受託者で協議の上、内容を決定するものとする。